

議 案 第 6 1 号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の29の項事務の欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表30の項事務の欄中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表42の項事務の欄中「第87条の3第5項又は第6項」を「第87条の3第6項又は第7項」に改め、同表57の項を同表59の項とし、同表56の項金額（1件につき）の欄中「55の項」を「57の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表55の項を同表57の項とし、同表54の項金額（1件につき）の欄中「52の項」を「54の項」に改め、同項を同表56の項とし、同表53の項金額（1件につき）の欄中「52の項」を「54の項」に改め、同項を同表55の項とし、同表52の項を同表54の項とし、同表51の項金額（1件につき）の欄中「50の項」を「52の項」に改め、同項を同表53の項とし、同表中50の項を52の項とし、47の項から49の項までを2項ずつ繰り下げ、46の項を47の項とし、同項の次に次のように加える。

4 8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	4 5 の項金額（1 件につき）の欄（2）ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。
-----	--	-----------------------	--

別表第2の45の項の次に次のように加える。

4 6	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	4 5 の項金額（1 件につき）の欄（2）ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額とする。
-----	--	---------------------	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料を徴収するため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。